

第15回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年3月26日(金)					
招集の場所	瀬戸町民センター 2階会議室					
開会日時及び宣告	平成16年3月26日	午後2時00分	議長	井上善一		
閉会日時及び宣告	平成16年3月26日		午後3時34分			
会議録署名委員	田中康司		二宮英喜		清家慎太郎	
会長	井上善一					
副会長	中元清吉					
副会長	宮本征士					
委員	氏名	出欠等	氏名	出欠等	氏名	出欠等
	谷藤公敏		坂本竹市		阿部吉馬	
	上野守		大久保光留		松下均	
	小泉和也		阿部道忠		中村敏彦	
	田丸喜一		二宮英喜		小林絹久	
	田中康司		阿部好晴		福田一郎	
	山口和哉		山本眞平		清水智素子	
	篠川晴子		宮下寛		福島三郎	x
	井上喜樹		井戸本昭夫		中田幸藏	
	樋田剛		石崎照夫		西谷傳	
	小林栄喜		梶原磯雄		其田稔	
	木下清		井上喜代男		清家慎太郎	
	古田宇佐彦		河野ヤヨイ		小松道夫	
	二宮定正		藤村泰昭		村市忠	
	藤井順子		宮本敏光		梶谷吉幸	
	田縁柳太郎		谷口利治		西川一彌	
	中藤勇		佐々木喜美香		小林文夫	
藤田昭作						
顧問	高門清彦					
幹事長	畑中芳久					
副幹事長	清水博義					
	門田勲					
幹事	濱口市作		森口又兵衛		阿部松壽	
	菊池和彦		近田三郎		阿部一寿	
合併協議会事務局	増田愛明		山本桂二		坂本明仁	
	加藤克馬		三好要		竹内元昭	
	河上芳輝		明神千登勢			
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	21人					

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議事

協議

（報告）

報告第 2 7 号 各小委員会報告について

（継続協議）

協議第 8 号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

協議第 1 1 号 地方税の取扱いについて

協議第 1 2 号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第 1 7 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 1 9 号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第 2 0 号 町字名の取扱いについて

協議第 3 2 号 公共的団体の取扱いについて(その)

協議第 3 3 号 公共的団体の取扱いについて(その)

協議第 6 号 財産の取扱いについて

協議第 1 5 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 2 2 号 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて

協議第 3 号 新町の名称について

その他

第 1 6 回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（伊方町長）あいさつ

7 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆さん、お待たせをいたしました。一同御起立願います。傍聴者の方も御起立を願います。礼。御着席ください。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定によりまして、過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から第15回会議を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は皆様方のお手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>3月も末を控えまして、行政におきましては年度末ということでありまして、委員の皆様方におかれましては、公私とも何かと御多用の中、こうして1名欠席のようでありますけれども、それ以外の委員の皆さん全員御出席をいただきまして、第15回の協議会を開催することができました。まずもって厚くお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>そしてまた、今日まで皆様方には、随分御熱心にそれぞれの協議項目につきまして精力的に御協議をいただきました。前回の協議での継続協議の案件8件も含めまして、多くの協議項目について確認をいただいておりますし、また昨年12月から引き続いて継続協議となっております新町の名称を始め重要とする数件の案件につきましても、本日御提案、御協議いただくということになっております。1年、半年ほどになりましようか、そうして精力的に御協議をいただいた結果といたしまして、大半の協議項目については御確認をいただいております。今日までお互いが流したそのエネルギー、汗、努力というものが結果として報われるように、皆様方の格別の御協力をお願い申し上げます。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの議事進行は、規約第10条の規定によりまして、会長の進行で進めていただきますのでよろしく願いいたします。</p>

井 上 会 長	<p>それでは、お手元の資料、会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りをいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>それでは、本日の会議録署名人に伊方町の田中康司委員と瀬戸町の二宮英喜委員並びに三崎町の清家慎太郎委員を指名いたします。よろしくお祈りをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、報告からお願いいたします。本日の報告は1件でございます。</p> <p>報告第27号各小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>今回は4つの小委員会を開催いたしておりますので、各委員長から御報告をお願いいたします。</p> <p>なお、質疑は各小委員会報告が終わってから一括して行いたいと思いますので、よろしくお祈りをいたします。</p> <p>では最初に、住民小委員会宮下委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
宮 下 委 員 長	<p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき住民小委員会における審議の経過について報告をいたします。</p> <p>開催日時、平成16年3月15日月曜日午後1時30分から2時45分。開催場所、伊方町役場3階小会議室1。出席者、委員12名全員、事務局5名。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>1、各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて。</p> <p>国民健康保険事業の取扱いに関し、事務局から3町の保険給付事業、国民健康保険税の賦課徴収及び直営診療所運営事業についての調整方針(案)が提案され、その内容について審議を行いました。</p> <p>調整方針(案)に対して、各町国民健康保険事業の健全な財政運営を基本として具体的な調整作業を進めることを求める意見や、国民健康保険税の収納率向上や滞納の解消に積極的に取り組み、</p>

<p>井 上 会 長</p>	<p>公平な税務行政の推進を求める意見等が積極的に出され、審議が行われました。</p> <p>審議の結果、調整方針(案)を原案どおり承認し、決定いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>御苦労でございます。</p> <p>次に、総務小委員会樋田委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
<p>樋 田 委 員 長</p>	<p>第 6 回総務小委員会における審議の経過について報告をいたします。</p> <p>開催日時、3月5日午後3時20分より3時58分の間。開催場所、三崎町役場2階第1会議室。委員12名、事務局6名。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>町議会議員の任期及び定数の取扱いについて。</p> <p>第5回総務小委員会で継続審議になっていた調整案について審議した結果、次の2案を決定しました。</p> <p>決定した調整案は次のとおりです。</p> <p>第1案、合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。</p> <p>議員定数は、地方自治法に定める上限の22人とする。</p> <p>小選挙区制はとらない。</p> <p>第2案、合併特例法に定める「定数特例」及び「在任特例」は適用せず、合併時に設置選挙を実施することとする。</p> <p>議員定数は地方自治法に定める上限から2削減し20人とする。</p> <p>設置選挙に限り、小選挙区制による選挙を実施することとし、旧町の範囲を1つの選挙区として次のとおり定数を定める。</p> <p>旧伊方町の選挙区10人、旧瀬戸町の選挙区4人、旧三崎町の選挙区6人。</p> <p>今後は、この2案を3町議会に提示し、各町議会の意見集約を受けて審議することとなりましたが、調整案の決定に当たっては、多数意見を尊重することとして継続審議になりました。</p> <p>次に、第7回総務小委員会における審議の経過について報告を</p>

<p>井 上 会 長</p> <p>山 口 委 員 長</p>	<p>いたします。</p> <p>開催日時、3月18日午後3時30分より4時52分の間。開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者委員8名、幹事4名、事務局6名。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>町議会議員の任期及び定数の取扱いについて。</p> <p>3町議会の意見集約を受けて審議することとしていた2つの調整案の取扱いについては、現段階では各町議会の意見集約には至らず、3月末までに行う3町議会代表者会議の結果を受けて審議するというので、継続審議になりました。</p> <p>財産の取扱いについて。</p> <p>事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、基本調整方針(案)を原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうも御苦勞でございました。</p> <p>次に、行政組織小委員会、山口委員長より御報告をお願いいたします。</p> <p>行政組織小委員会の審議の経過について御報告をいたします。</p> <p>開催いたしました日時は、平成16年3月18日午後1時28分から1時58分でございます。開催場所が伊方町役場4階全員協議会室でしております。出席者は委員12名全員でございます。事務局6名、専門部会3名でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過ですが、継続協議でございます新町行政機構について。</p> <p>機構及び組織については、合併協議会において既に基本調整方針の確認をいただいておりますが、具体的に新町の機構及び組織について検討するため、専門部会にその旨を指示いたしました。</p> <p>新町の行政機構について、専門部会で検討を行った現段階での組織機構の素案が提示され説明を受け審議いたしました。</p> <p>その結果、特に異議がなく、概ねその素案により新町の組織機構のあり方として了承し、細部については引き続き専門部会で検</p>
---------------------------------	---

井上会長	<p>討することを指示いたしました。</p> <p>続きまして、各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて審議をいたしました。</p> <p>事務局より継続審議として提案されていた調整案について審議いたしました結果、現行のとおり新町に引き継ぐことを承認し、決定をいたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうも御苦勞でございました。</p> <p>次に、企画小委員会石崎委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
石崎委員長	<p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時、平成16年3月17日。開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員11名、欠席者1名、幹事3名、事務局5名でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過について。</p> <p>継続協議。</p> <p>1、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>事務局から新町建設計画に伴う経過及び今後のスケジュールについて説明がなされました。県への意見照会に伴う回答が17日時点では届いていないため、協議を行うまでには至らず、今回の合併協議会に新町建設計画案の提案を行うことができない状況となりました。</p> <p>今後、県の指示事項に修正の必要があれば修正を行い、合併協議会での審議を経て、更に県との事前協議等が必要となるため、継続して審議することとなりました。</p> <p>2、地域審議会の取扱いについて。</p> <p>地域審議会の取扱いについて、調整方針(案)が事務局から提案され審議いたしました。審議の結果、制度の趣旨を鑑み「地域審議会を新町において設置する」ということで原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>3番、各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて。</p>

井上会長	<p>前回、事務局から提案された調整方針(案)について、審議の結果、現行のとおり新町に引き継ぐことを確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうも御苦勞でございました。</p> <p>以上、4つの小委員会から審議の経過及び協議事項の報告がございましたが、ただ今の報告についての御質疑はございませんか。</p>
大久保委員 井上会長	<p>これは、あとで協議をするんですか。</p> <p>いやいや、今の4小委員会の委員長からの報告です。</p> <p>特に御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>なお、今後とも引き続き慎重審議をお願い申し上げまして、報告を閉じます。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>本日の協議は、継続協議12件でございます。</p> <p>それでは、協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において提案済みでございます。委員さんにおいて、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第11号地方税の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。皆様方で御質問、御意見等がございましたら御発言をお</p>

井上会長	<p>願いいたします。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第11号地方税の取扱いについては原案のとおり確認済みとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしということでございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に協議第12号使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第12号使用料、手数料の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第17号補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第17号補助金、交付金等の取扱いについては原案のとおり</p>

井上会長	<p>り確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。よって、御確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>では次に協議第19号行政連絡機構の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>ありませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでありますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第19号行政連絡機構の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第20号町字名の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に御意見もないようでございますので協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第20号町字名の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ありがとうございました。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第32号公共的団体の取扱いについて(その)を議題</p>

井上会長	<p>といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第32号公共的団体の取扱いについて(その)は原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第33号公共的団体の取扱いについて(その)を議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に意見もないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第33号公共的団体の取扱いについて(その)は原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に協議第6号財産の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整第2班長	<p>失礼いたします。</p> <p>資料3ページをお願いします。</p> <p>協議第6号財産の取扱いについて。</p> <p>財産の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月26日提出。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

財産の取扱い。

伊方町、瀬戸町及び三崎町の所有する財産、公の施設及び債務は、合併期日前日の決算をもって、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、伊方町及び瀬戸町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。

- (1) 伊方町地区自治振興基金。
- (2) 伊方町農業水利推進基金。
- (3) 伊方町振興基金(仮称)。
- (4) 瀬戸町小規模下水道施設維持基金。

平成16年3月18日総務小委員会確認。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

原則といたしまして、合併関係市町村が所有していた財産は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併市町村の公の施設として設置することになります。幹事会及び総務小委員会で慎重な協議を重ねた結果、一部例外的な取扱いが必要な財産があり、伊方町及び瀬戸町が所有する基金ですが、それを例外的な取扱いとするとの内容の基本調整方針といたしました。ここで、例外的な取扱い、その用途が旧町の範囲に限定される基金につきまして説明をいたします。

(1)伊方町地区自治振興基金ですが、町内の地区の自治活動を促進するとともに、その環境整備を行うことにより地区自治の振興を図るための基金です。

(2)伊方町農業水利推進基金は、恒久的な農業の水不足の解消を図り、南予農業水利事業推進の財源に充てるための基金です。

(3)伊方町振興基金(仮称)ですが、伊方町の振興を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金です。

(4)瀬戸町小規模下水道施設維持基金は、小規模下水道施設の修繕その他維持補修に充てるための基金です。

それぞれの財産の内容につきましては、3町の財産を横並びにして、平成14年度決算書に基づいた数値を記載しております。

なお、15年度及び16年度に大きく異動が予定されます場合は、該当する項目にその旨を記載しております。

続きまして、それぞれの財産についての調整の具体的内容です

が、平成15年度及び平成16年度の異動を確認して、合併期日前日の決算をもって新町に引き継ぐといたしております。

(1)土地及び建物ですが、公有財産は行政財産と普通財産との2種類に分けられ、行政財産は公共用あるいは公用に供するというので、さらに2つに分けられております。公有財産とは、地方公共団体がその事務事業を行うために直接利用する施設などで、本庁舎などが該当いたします。公共用財産とは、住民の皆様が直接通常の形で利用されます学校、公営住宅などが入ります。普通財産とは、公共用行政目的のために使うのではなく、経済的価値を発揮させるための財産です。それぞれの土地、建物の財産の状況を記載しております。

(2)には山林の状況を記載しております。

5ページをお願いします。

(3)は3町の所有する動産ですが、伊方町に浮棧橋及び気象観測塔がございます。

(4)物件ですが、三崎町に11万577平方メートルあります。これは三崎町内にある伽藍山に県営事業で整備をいたしました観光施設の用地として使用しているものであります。

(5)無体財産権は3町ともありません。

(6)有価証券は、三崎町に1件ございます。

6ページをお願いします。

(7)の出資による権利を記載しております。出資による権利といたしまして、16年度におきまして、伊方町及び三崎町に風力発電関係の第三セクターが設立される予定となっております。

(8)不動産の信託の受益権はございません。

2、物品のうち、(1)車両につきましては、3町がそれぞれ所有している状況について記載をしております。

(2)装置としまして、3町とも防災行政無線装置などがありまして、その旨を記載しております。

3、債権ですが、伊方町、瀬戸町に奨学資金貸付金と住宅新築資金等貸付金があり、三崎町には住宅新築資金等貸付金がありません。ここには記載をいたしておりませんが、このほかに債権としましては、皆様から納めていただく税金もこれに該当いたします。新町に引き継ぐ際には、その額等を確認して新町に引き継ぐこ

ととなります。

8ページをお願いします。

4、基金ですが、右にあります調整の具体的内容としまして、新町における財政運営を考慮しまして財政調整基金については、合併に必要な応分な経費を勘案し、その総額をもって新町に引き継ぐものとするをいたしております。

続きまして、国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額はそれぞれ国の示す基金保有割合(保険給付費の5%)以上を確保するものとするをしております。

11ページから12ページにかけて、3町の類似する基金の状況を記載しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

11ページの一番左の伊方町分をお願いいたします。

伊方町の一般財政調整基金ですが、額は現在検討中であり、平成16年度末見込みを15年度末残高と同額にしております。

12ページに記載しております下の3つの基金が先ほど説明しました例外的な取扱いを要する基金でございます。地区自治振興基金、農業水利推進基金、振興基金(仮称)でございます。

真ん中の瀬戸町をお願いいたします。12ページになりますが、一番下の小規模下水道基金が先ほど説明しました例外的な取扱い、合併後も用途が旧瀬戸町に限定される基金でございます。

続きまして11ページ、三崎町をお願いいたします。

財政調整基金が16年度中に全額取り崩されゼロとなります。

以上が15年度、16年度におきまして大きく変更が見込まれる主な基金の状況です。

12ページをお願いします。

16年度末の各町における基金の見込み額は、伊方町が68億114万3,000円、瀬戸町が11億5,114万9,000円、三崎町が3億6,634万9,000円となる見込みです。なお、先ほども申し上げましたが、伊方町の下3つの基金及び瀬戸町の一番下の二重線で囲っております基金が例外的な取扱いが必要となる基金の状況でございます。

8ページをお願いします。

5、財産区有財産は3町ともございません。

続きまして9ページをお願いします。

負の財産とあります。地方債と当年度に債務が発生する債務負担行為の状況について記載しております。

1、地方債の現在高ですが、地方債は借金で、道路、漁港などの建設のための財源です。詳細につきましては、地方債の15年度決算見込みを13ページに掲載しておりますので、後ほど御確認願います。

2、債務負担行為の状況ですが、地方公共団体が将来に渡る債務を負担する行為です。つまり原則として、次年度以降において支出を伴うもので、15年度以降の支出予定額を記載しております。

14ページをお願いします。

財産の取扱いに関係しまして、一時借入金等負債の調査を記載しております。この資料は、地方自治法第215条に規定する予算の一部であります一時借入金、そして地方自治法第96条第6項及び第237条第2項の規定による長期に貸し付けている長期独占施設及び第96条に規定する調停、それに関係する損害賠償事件の状況の調べでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

伊方町の長期独占利用許可施設としまして3件記載しております。

続きまして18ページをお願いいたします。

瀬戸町の住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る繰上充用金を記載しております。

19ページをお願いします。

瀬戸町の長期独占利用許可施設としまして4件記載しております。

20ページをお願いします。

三崎町の水道事業会計に係る当年度未処理欠損金、そして三崎町国民健康保険特別会計施設勘定に係る一時借入金について記載しております。

21ページをお願いいたします。

三崎町の長期独占許可施設2件と、三崎町清掃センターに係り

井上会長	<p>まず損害賠償請求事件についての記載をしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく御協議をお願いします。</p> <p>ただ今、事務局から説明がございましたが、御質疑はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ、大久保委員。</p>
大久保委員	<p>2点ばかりちょっと御質問をいたします。</p> <p>まず、財政調整基金ですが、新聞紙上にもいろんな形で3町合併後も、地元で、旧町で使用するというものでありましたが、私それに対しては云々申しませんが、どういう形に使われるかどうか、まず1点お伺いいたします。</p> <p>2点目は、負債の関係でございます。伊方町、これ見ますと、約64億円、68億円ですか、68億円、瀬戸町42億円、三崎町46億円程度でございますが、各町とも過疎債とか辺地債、借入がいろいろございます。ちなみに私、概算ちょっとどんなものかなと思って勉強しましたところ、多少の誤差はありますが、実質の負債が伊方町で四十数億円程度かなという私の感じでございます。三崎町は、恐らく二十五、六億円か七、八億円程度の負債かなと私は認識しております。瀬戸町は、ちなみにいろんな過疎債、辺地債でございますので、実質負債が多分16億円程度と試算されるわけでございますが、このような負債の関係をどう取扱うのか、その2点についてお伺いをいたします。</p>
井上会長 清水副幹事長	<p>ただ今2点の御質問がございましたが。</p> <p>各町の委員さんが質問したときは、幹事長、副幹事長が答弁するというのをこの間の幹事会で確認いたしましたので、私の方で一旦答弁をさせていただきます。</p> <p>例外的な取扱いをする基金ということで、前回11月の協議会でこの辺は確認しております。今回、伊方町の地区自治振興基金と水利推進基金、そして仮称であります振興基金と、瀬戸町の小規模下水道基金を提案させていただきました。ということで、地区自治振興基金は先ほど加藤班長が説明したようなことでございますし、水利基金も同様であります。ただ、振興基金につきましては、これから旧伊方町の管内で、書いた字の如くなんですけれども、振興のために使わせていただくと。ただ、金額について</p>

井上会長	<p>は、これからその辺は打っていくという考え方の方でございますので、御理解いただきたいと思います。</p> <p>2点目のそれぞれの起債の残高が違う、中身が違おうと。60億円なり40億円なりといういろんな起債の種類によって実質的な負債の中身が違う、そのことについてどう考えるかということだったと思います。</p> <p>これは、新町建設計画というものを既に財政計画も含めて立てております。その新町建設計画を策定する際に、それぞれの町の体力、財政力に応じた形で計画を立てておるわけです。ですから、その起債の多い少ないというのは、新町建設計画の中で既に吸収しておると。ですから、単純に言えば、起債がたくさんあるところはそれなりのものの計画になっておるし、例えば瀬戸町のように辺地債、過疎債、大久保委員が言われるように70%の交付税措置がありますが、その分についてはその分も加味した中で制限比率14%の範囲内におさまる新町建設計画を、それぞれの3町が立てておるということですので、その負債の分については新町建設計画の中身に吸収しておると、こういう理解でよろしいんじゃないかと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
大久保委員	<p>それに対して、いろんな意見を申すつもりはないんです。今後とも3町、明るい3町ですか、いろんな発展的な3町になるように真剣な御協議をお願いいたしたいと思います。</p>
井上会長	<p>ほかに御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようであります。これは、事前提案の原則により、次回まで継続協議となりますので、資料も膨大な資料、ただ今事務局が説明いたしましたようにありますので、またそれぞれお持ち帰りいただいて十分お勉強もいただいて、次回の協議会で決定いただくというようなスケジュール作業になろうかと思っておりますので、特になければ、ないようですかね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、特にないようでありますので、今言いましたように事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p>

<p>計 画 班 長</p>	<p>では次に協議第15号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。それでは、資料22ページをお願いいたします。</p> <p>協議第15号地域審議会の取扱いについて。</p> <p>地域審議会の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月26日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>地域審議会の取扱い。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>平成16年3月17日企画小委員会確認。</p> <p>資料23ページをお願いいたします。</p> <p>地域審議会の取扱いについて御説明いたします。基本調整方針(案)でございますが、制度の趣旨を鑑みまして、先ほど提案した内容としております。事前に資料を配付しておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。</p> <p>留意事項の欄を御覧ください。1番目の制度の趣旨ですが、合併によって住民の意見が新町の施策に反映されにくくなるとの懸念に対し、合併特例法の規定により、合併関係市町村の旧市町村の区域に係る事務等に関し、新町長の諮問に応じて審議し、必要と認める事項につき、町長に意見を述べるよう創設されたものです。</p> <p>2番目に設置の手續、3番目に組織及び運営、4番目に議会の議決及び告示についてを記載しております。</p> <p>5番目の地域審議会の役割ですが、町長の諮問に応じて審議する事項としまして、市町村建設計画の変更等5項目が考えられます。</p> <p>資料24ページをお願いいたします。</p> <p>同じく留意事項の欄でございますけれども、町長に意見を述べる必要と認める事項につきましては、市町村建設計画の執</p>
----------------	--

	<p>行状況等 3 項目が考えられます。</p> <p>6 番目に、設置期間について記載をしております。なお、資料の右の欄につきましては、関係法令等を記述しておりますので、御確認ください。</p> <p>それでは、資料 2 5 ページをお願いいたします。</p> <p>地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する事項(案)を提案させていただきます。設置としまして、第 1 条に合併前の各町の区域に伊方地区、瀬戸地区、三崎地区地域審議会を置く。</p> <p>設置期間は、第 2 条に合併の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間。</p> <p>所掌事務としまして、第 3 条に町長の諮問に応じ審議し、答申することとしまして、(1)新町建設計画の変更に関する事項ほか 4 項目、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。</p> <p>組織としまして、第 4 条に委員は 1 5 名以内をもって組織する。</p> <p>委員としまして、第 5 条に町長が委嘱する者として公共的団体の役職員と学識経験者。</p> <p>任期としまして、第 6 条に 2 年間とすると定めております。</p> <p>2 6 ページをお開きください。</p> <p>会長及び副会長として、第 7 条に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>会議としまして、第 8 条に会議関係の定めを記述しております。</p> <p>庶務は、第 9 条に地域審議会を担当する課において処理する。</p> <p>第 1 0 条に補則を記載しております。</p> <p>2 7 ページをお願いいたします。</p> <p>地域審議会設置に関する先進事例等を記載しておりますので御確認ください。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p> <p>以上、事務局より説明がございましたが、この地域審議会の取扱いについての説明につきまして御質問はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井 上 会 長 特にないようでございますので、本案件につきましても事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます</p>
--	--

調 整 第 1 班 長

す。

次に協議第22号各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

失礼します。

資料は28ページをお願いいたします。

協議第22号各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて。

各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて次のとおり提出する。

平成16年3月26日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱い。

1、療養の給付の内容については、合併時に伊方町の制度に統一する。

2、各種検診に対する助成事業は、新町においても実施するものとし、助成の内容については合併までに調整し、統一するものとする。

3、人間ドッグ費用の一部助成事業は、合併後に伊方町の制度をもとに統合するものとするが、対象者については、新町の国保運営協議会にて検討のうえ調整する。

4、被保険者証は、三崎町の例によりカード化する。

5、高額療養費貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。

6、国民健康保険運営協議会は、合併時に伊方町の組織を基本に統合する。

7、3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合(保険給付費の5%)以上を確保するものとする。

8、国民健康保険税の賦課方式及び軽減措置については、合併時に伊方町の制度に統合する。

9、納期については、6月から3月までの10期とする。

10、国民健康保険税の税率については、合併後3年を目途に国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる

適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。

1 1、国民健康保険直営診療所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会(仮称)」を設置して、各診療所間の連絡調整を図るとともに、地域医療を担う中での位置づけを明らかにするとともに、本庁直轄管理のもとで均衡ある医療サービスの提供の観点に留意して、経営方針等の一本化を図るものとする。

1 2、4診療所が有する施設整備に係る公債費及び三崎町が有する診療所関係の累積債務については、新町に引き継ぎ、一般会計から措置する繰出金によって処理するものとするが、繰出金の額及びその解消の期間については、新町において財政運営に支障が生じないように調整するものとする。

次のページをお願いいたします。

表のうち先頭の行、中央部に記載をいたしておりますが、本案は平成16年3月15日開催の住民小委員会で審議をいただき、確認をいただいたものであります。調整の内容につきましては、先に朗読した内容と同じでありますので省略させていただきます。

3町の現状や課題の欄に掲げております内容と具体的調整方針の考え方について、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、保険給付事業についてであります。3町ともに国民健康保険法に定められた制度を基本として実施しておりますが、各保険者が任意で設定する保険給付のうち、葬祭費の支給額に違いがありますので、合併時に伊方町の制度に統一するという調整方針といたしております。

次に保険事業であります。各種検診に対する助成事業や人間ドッグ費用の助成制度につきましては、伊方町だけが実施いたしております。この保険事業は、予防医療の観点から疾病の早期発見による医療費の抑制等の効果を求めるものであります。人生の長期化、高齢化の進展等により、今後ますます増大すると予想される医療費の抑制効果を目的に、新町においてもパンフレットの配布を含め、伊方町の制度を基本に実施することとして調整を図

ることといたしております。

次のページをお願いします。

被保険者証につきましては、三崎町が被保険者1人単位のカード化された形を採用しておりますが、近年の健康保険の動向にも合わせまして、カード化する方針といたしております。健康優良家庭表彰事業につきましては、伊方町と三崎町で実施しておりますが、合併後伊方町の制度に統合することといたしております。高額療養費貸付事業と出産資金貸付事業につきましては、被保険者が医療費の支払いの際に経済的理由等で資金不足が生じた場合に、将来保険から支払われる療養給付費の見込み額の範囲内において、事前に資金の貸し付けを行う制度であります。出産資金につきましては伊方町だけが制度化いたしております。いずれの制度も合併時に伊方町の制度に統合するという調整方針でございます。

次のページをお願いいたします。

まず「国民健康保険運営審議会」と記載いたしておりますが、「運営協議会」という名称が正しい名称でありますので、お手数ですが「審議会」を「協議会」に訂正いただきますようお願いいたします。

国民健康保険運営協議会につきましては、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための機関であり、国民健康保険法により必ず置かなければならない機関とされています。合併により旧町の運営協議会は消滅いたしますので、新町において新たに設置する必要があります。今後合併までに委員の定数等を定めて、合併時に設置することとなりますが、調整方針につきましては、合併時に伊方町の組織を基本に統合することといたしております。

国保財政調整基金につきましては、3町ともに健全な国保財政の確保のために基金を所有しておりますが、その調整方針といたしましては、3町の基金は合併時に新町に引き継ぐものとし、更にその引き継ぐ額について、国が基金の保有割合の基準として保険給付費の5%以上を有することが望ましいと見解を示しておりますので、その5%以上という基準を用いまして、それぞれ5%以上を確保するものとするという表現といたしております。

次に国民健康保険税の調整方針であります。各町の税率につきましては表でお示した内容となっております。平成16年度につきましても、3町ともにそのまま据え置く予定となっております。この保険税の税率につきましては、それぞれの町の医療費の動向や、納税者の所得の状況により年ごとにかんがりの変動があり、平成16年度につきましても、税を据え置いたものの税収の増加は見込めない状況であります。しかしながら、税率の設定につきましては、3町それぞれに過去の経緯や様々な取り組みの違いがあり、その調整方針につきましては、住民小委員会での御審議の中でも様々な御意見をいただいたところでもあります。その結果、調整方針といたしまして、賦課方式及び軽減措置の割合については、合併時に伊方町の制度に統合、納期については6月から3月までの10期とするという調整方針といたしております。

なお、税率につきましては、合併後3年を目途に国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整するという方針といたしております。新町における税率の統一につきましては、現在の3町の税率にかんがりの違いがありますので、合併時に統一することになれば、住民負担に急激な変化が生じるという問題点が生じ、逆に統一の期間を延ばしまして不均一課税が可能である5年間ということにすれば、長期に渡り住民負担の上での格差が解消しないという点もあり、考慮して合併後3年という期間を示させていただいております。

次のページからは、直営診療所運営事業の調整方針についての資料を添付いたしております。直営診療所の調整方針等につきましては、昨年秋以来4つの小委員会すべてにおきまして、その現状と問題点、新町における取扱いの方針をお示しして御審議をいただき、その調整方針を確認いただいておりますので、説明につきましては省略させていただきます。よろしく願いいたします。

以上、国民健康保険事業の取扱いにつきまして、住民小委員会での審議結果を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

井上会長	<p>以上、事務局から説明があったわけではありますが、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでありますので、この案件につきましても事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>続いて、協議第3号新町の名称についてを議題といたします。</p> <p>新町の名称につきましては、平成15年12月25日開催の第13回合併協議会において、3月末まで引き続き継続協議することといたしておりました。そして、その間、円満な解決を図るために、他の重要案件もあり、あわせて精力的に協議することといたしていたわけであります。</p> <p>なお、協議が整わない場合には、投票でもって結論を得ることとされており、その結論を得るための投票要領につきましては、既に御承認をいただいております。本日は、このような手順により協議を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、新町の名称決定のための協議を行いたいと思っております。</p> <p>今日までの協議の状況を踏まえまして、この局面を打開できるような新たな提案等がございましたら、御発言をお願いします。</p> <p>発言がないようですけれども、何かありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>はい、それでは、協議の継続ということでございますけれども、特に御発言がございません。でありますので、以上をもちましてこの協議を打ち切り、協議による決定は困難であると思われるので、投票による決定の作業を行いたいと思っております。</p> <p>なお、投票による決定作業を行うに当たりまして、事前に1点、提案をさせていただきます。</p> <p>皆さん御承知のように、この合併協議における協議項目の決定につきましては、協議による決定というのを基本に全会一致をもって決することを原則といたしております。しかしながら、この新町の名称の協議につきまして、今までの協議会で協議を重ねて参りましたが、なかなか協議が整わず平行線であったわけであり</p>

<p>井 上 会 長</p>	<p>ます。よって、最終的な手段として、新町の名称の最終候補を投票により、過半数の得票をもって決定するということにいたしております。このように非常に困難な状況の中で、一つの打開策として投票により決定するものでありまして、投票の結果、最終候補が決定いたしましたら、全会一致での御確認、御決定をいただきたいと思うわけでありまして、投票を実施するに当たり、事前にこの点をお含みいただき、御承認いただきたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>新町の名称についての協議を終結し、投票による決定作業を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。よって、新町の名称については、協議を終結し、ただ今から投票による決定作業を実施いたします。</p> <p>それでは、投票及び開票作業の管理者である幹事長から、これからの作業手順について説明をいたします。</p>
<p>畑 中 幹 事 長</p>	<p>投票、開票作業の手順について説明をいたします。</p> <p>これから実施する投票は、伊方町、瀬戸町、三崎町の合併による新町の名称候補を決定するための投票であります。投票に付される新町の名称候補は、第11回合併協議会において住民小委員会から報告された7つの候補であります。投票は、無記名投票により委員1人が1つの名称候補を記入して投票するものとし、7つの候補のいずれか1つを記載したもの以外の投票はすべて無効といたします。投票を行うことができる委員の範囲は、合併協議会規約第7条第1項第1号から第3号までの委員となっており、3町の町長を含む各町17名、合計51名の委員による投票となります。投票会場は、準備の都合で隣の部屋、ニューメディアホールとなります。後ほど、委員さんを順番にお呼びいたしますので、順に投票をお願いいたします。</p> <p>投票の結果、有効投票の過半数を得た名称候補を合併協議会へ提案することになっております。ただし、投票の結果、過半数を得た名称候補がないときは、決選投票を行うことになり、得票順に上位2候補を決選投票に付するものとします。この場合、得票が同数であることにより2つの候補に絞れない場合は、その同数の候補を含めて決選投票を行うこととし、過半数の候補ができる</p>

井上会長	<p>まで同様の方法により決選投票を行います。本日、現在までに不在者投票を行った委員は1人であります。</p> <p>開票作業につきましては、全委員の投票が終わりましたら、幹事全員の立ち会いのもと、事務局職員の作業でその場で即時に開票作業を行います。開票作業終了後、私が開票結果を報告いたしまして、協議第3号新町の名称についてを提案させていただきます。</p> <p>なお、本件につきましては、本日、合併協議会での確認をお願いする予定といたしております。</p> <p>以上の手順にてよろしく願いをいたします。</p> <p>今、幹事長の報告の中で、開票の立会人に住民小委員会の正・副委員長にも入っていただくことになっておりますので、付け加えておきますのでよろしく願いします。</p> <p>以上、幹事長から説明がありました。御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、これからの作業につきましては、投票管理者の指示により行うことといたします。</p> <p>なお、各委員の投票が終了いたしましたら、開票結果の報告までの間は暫時休憩といたします。</p> <p>それでは、幹事長、よろしく願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
井上会長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>投票及び開票の結果につきまして、幹事長の報告を求めます。</p>
畑中幹事長	<p>それでは、新町の名称候補決定のための投票の結果を報告いたします。</p> <p>本日の投票者数は51名であります。開票の結果、有効投票数は51票、無効は0票です。よって、有効投票の過半数は26票以上の得票となります。</p> <p>それでは、各名称候補の得票を得票順に発表いたします。</p> <p>得票順位、1位「伊方」28票、2位「佐田岬」22票、3位「西宇和」1票。</p> <p>以上のように、新町の名称候補は「伊方町」に決定いたしました。</p>

井上会長	<p>それでは、ただ今から協議第3号の議案を配付させていただきます。</p> <p>それでは、ただ今の報告を受けまして、議案第3号新町の名称についてを議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>新町の名称につきましては、「伊方町」とすることに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、新町の名称は「伊方町」に決定いたしました。ありがとうございました。</p> <p>その他第16回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
総務班長	<p>資料の34ページをお願いします。</p> <p>第16回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてでございます。</p> <p>16回合併協議会につきましては、4月27日火曜日2時から、伊方町民会館で開催いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
井上会長	<p>以上、事務局より説明がありました。御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、その他1番合併協議会の日程につきましては、事務局提案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、次回の合併協議会は4月27日火曜日午後2時から伊方町民会館で開催することに決まりました。委員の皆様方の御出席をよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、それぞれの小委員会の招集、開催につきましては、審議案件等の準備ができたものから開催いたしたいと思っております。準備ができれば、その案件につきまして小委員会の委員長さんと御協議のうえ、開催日程等について後日決定をいただくことといたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

井上会長	<p>その他、御意見何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
協議会事務局長	<p>特にないようでございますので、以上で本日の議事を終了いたします。</p> <p>失礼します。</p>
中元副会長	<p>それでは、閉会に当たりまして、中元副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
	<p>閉会のごあいさつを申し上げます。</p> <p>第15回の合併協議会は、新町発足に当たりましての本当に重要な協議会であったと思います。また、今日は委員長さんの報告を始め8件の継続協議、そして4件の協議など、たくさんの重要案件の審議を長時間に渡って御熱心に御討議をいただきましたが、特に今ほど発表のありました新町名、伊方町と決定をした、これは関係住民の最も関心度の高い案件であると思います。それが、投票の第1回でもって決定したということは、本当に委員の皆さん方がこの新町名に対して御熱心に、真剣に平素から検討をしておられたその結果であろうと思います。</p> <p>実を申しますと、新町名が伊方町以外になったときに、私ども伊方町選出の役員は、町民にこの合併問題の説明会をしなければなりません。そのときに、伊方以外の町名になって、町名も伊方を外されて、そしてまた合併後の財源も伊方町から持っていかなければならないというそのようなことになったのでは、伊方町の町民としては、恐らく納得をしにくかったであろうと。御陰様で私どもも伊方町民に説明会を開く際に、説明をする際に名分が立ったということでございます。したがって、今後私どもは、この新町発足までの間、いろいろなプロセスを真剣に、瀬戸、三崎の役員さん方のそのお気持ちを十分に尊重しながら新町を立ち上げていきたいと、そのように思っております。</p> <p>新町名の問題のみならず、これからの新町を誕生させるまでのいろいろな案件に対しましても、ますます熱意を持った御示唆あるいは御指導をいただきますように、心からお願いを申し上げます。</p> <p>本当に一番の大きな山場を越えたと思っております。これからは、私ども役員、理事者を始めといたしまして、皆様方の期待に</p>

協 議 会 事 務 局 長

沿うような、期待を裏切ることのないように努めて参りたいと思います。本当に本日は御苦勞でございました。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。
一同御起立願います。礼。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員